

大洲地区広域消防事務組合職員の懲戒処分について

大洲地区広域消防事務組合の職員が出張中の移動時等において、飲酒をしていた事案が明らかになり、消防長を含む職員10名に3月3日付けで懲戒処分を行いました。

事案の概要

令和元年7月27日（土）に高知県吾川郡いの町で開催された第48回消防救助技術四国地区指導会に参加するため、職員10名が前日から出張し、消防長を含む職員8名が、移動手段であるマイクロバス内及び昼食時の飲食店内において飲酒し、消防職全体の信用を失墜させる行為をしました。

処分内容

- ・ 消防長 停職3か月
- ・ 消防本部の課長級の50代男性職員 減給10分の1 3か月
- ・ 消防署勤務の20～30代の男性職員6名 文書訓告
- ・ 消防署勤務の10代及び20代の男性職員2名 . . . 厳重注意

— 組合長コメント —

地域住民の安心・安全を守る立場にある消防職員が、出張中の移動時等に飲酒するという不祥事を起こし、住民の皆様に深くお詫び申し上げます。特に、職員の模範となり、より高い規範が求められる管理職のトップである消防長が、消防行政に対する信頼を失墜させる行為をしましたことは、誠に遺憾であり、組合長として大変重く受け止めているところです。

今後は、再びこのような事態を惹き起こさぬよう、職員全員に改めて服務規律の順守について通知を行うなど、綱紀粛正の徹底を図り、消防行政の信頼回復に努めてまいります。

◎ 問い合わせ先

大洲地区広域消防事務組合

消防本部総務課 《 TEL 0893-24-2666 直通 》